

令和4年第8回臨時会

# むかわ町議会会議録

令和4年 11月30日 開会

令和4年 11月30日 閉会

むかわ町議会

## 令和4年第8回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (11月30日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長行政報告及び提出事件の大要説明	6
議案第60号から議案第62号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第63号及び議案第64号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	13
閉議及び閉会	17
署名議員	19

むかわ町告示第61号

令和4年第8回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年11月25日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和4年11月30日(水)午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

3 付議事件

町長から提出あった事件

議 案

議案第60号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第63号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算(第10号)

議案第64号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

## 令和4年第8回むかわ町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和4年11月30日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

#### 町長提出事件

- 第 5 議案第60号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第63号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）
- 第 9 議案第64号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（13名）

- |     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 栗原健一  | 議員 | 2番  | 伊藤恵美  | 議員 |
| 3番  | 古内みゆき | 議員 | 4番  | 奥野恵美子 | 議員 |
| 5番  | 東千吉   | 議員 | 6番  | 佐藤守   | 議員 |
| 7番  | 中島勲   | 議員 | 8番  | 大松紀美子 | 議員 |
| 9番  | 三上純一  | 議員 | 10番 | 小坂利政  | 議員 |
| 11番 | 北村修   | 議員 | 12番 | 津川篤   | 議員 |
| 13番 | 野田省一  | 議員 |     |       |    |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦
総務企画課長	石川英毅	総務企画課 主幹	菊池功
総務企画課 主幹	柴田巨樹	教育長	長谷川孝雄
選挙管理委員 会事務局長	石川英毅	農業委員 会事務局長	東和博
農業委員 会支局長	藤野真稔	監査委員	数矢伸二

---

事務局職員出席者

事務局長	今井巧	主査	酒巻早苗
------	-----	----	------

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第8回むかわ町議会臨時会を開会いたします。

冒頭ではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場内ではマスク着用といたします。また、会議時間短縮のため、質疑は議題以外にわたることなく、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、栗原健一議員、2番、伊藤恵美議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第

130号のとおりです。

---

### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、令和4年第8回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして4点について御報告を申し上げます。

1点目は、厚真町及び伊達市の養鶏場において発生した高病原性鳥インフルエンザ防疫措置に関わる北海道からむかわ町に対する職員の応援要請の対応の件でございます。

まず、厚真町の農場において死亡鶏が発生した高病原性鳥インフルエンザの対応状況でございますが、北海道はむかわ町内に10月27日の発生確認直後、二宮地区及び宮戸地区に関係車両用の消毒ポイントを2か所設置しております。

町の応援対応としましては、10月29日から10月31日まで、8時間3交代の24時間体制を確保し、発生農場への出入りする車両消毒に延べ20名、10月30日と31日には防疫従事者の健康管理に保健師4名、11月11日と19日には発生農場の消毒作業に8名、合計32名の職員を派遣しました。

なお、厚真町の発生農場は11月25日をもって防疫措置が終了しています。

次に、伊達市への応援体制につきましては、11月7日から農場の防疫措置が開始され、防疫措置開始日から11月9日まで発生農場内における殺処分などに合計18名の職員を派遣しました。現在、伊達市の発生農場では農場内の定期消毒が実施されております。

また、先般、11月24日に町内において死亡回収されたハシブトガラスから、簡易検査によってA型鳥インフルエンザが確認されました。

鳥インフルエンザは、特殊な場合を除いて通常では人に感染しないと考えられておりますが、全町民に対し死亡している野鳥へ触らないなどの啓発を行い、町内における鶏飼養者7戸及びハト飼養者1戸について、個別に飼養管理の自己点検や消毒などについて注意喚起を

行っております。

今後、環境省が国立環境研究所に依頼して高病原性検査を実施することとしております。

むかわ町としましては、北海道と連携を図り、必要な対応を進めてまいります。

2点目として、新型コロナウイルス感染症における第7回臨時会で報告した以降の本町の対応状況について御報告を申し上げます。

町内におけます集団感染につきましては、障がい者支援施設ほべつ誠光において10月11日に陽性者が確認されて以降、利用者33名、職員5名の計38名の方々が感染したことを報告いたしました。幸いにも重症化する方はおらず、11月7日に終息したところでございます。

町としましては、情報収集、施設側からの要望の聞き取りを行い、業務上、帰宅が困難な職員に対する住宅の確保への支援、また感染者の療養等に従事した職員への慰労として、社会福祉法人に対し慰労金を交付したところでございます。

なお、今後におきましても施設内外における感染予防対策の徹底継続について、改めて指導をしてきております。

また、町の公共施設では、たんぼぼ保育所において、園児の感染により10月26日から同月29日及び11月24日から同月26日まで園を閉鎖したところでございます。

そして、町立小中学校におきましても、児童生徒の感染により鶴川中央小学校で10月31日から11月6日まで、穂別小学校で11月14日から同月18日まで学級閉鎖を行ったところです。

職員の感染につきましては、感染防止行動を徹底させるとともに、町民の皆さんへも引き続き感染防止行動の徹底をお願いし、状況に応じた迅速な対応、コロナ対策の変更などに関する情報提供に努めてまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

3点目は、鶴川ししゃもふ化場の完成についてでございます。

今年のししゃも漁については、64.5キログラムという記録的な不漁でありました。

このような状況の中、昨年から工事を進めてまいりました鶴川ししゃもふ化場がこの10月に完成、11月からふ化事業を始めているところでございます。

11月26日には町民の皆さんを対象にした施設見学会を開催し、約50名の方々が参加をしております。

今年度、ふ化場に入れることができた新魚数は、計画に満たない数量3,000匹ではありますが、良好な環境の中で管理され、来年の春に卵からふ化した稚魚が一級河川鶴川から太平洋に下り、多くの成魚が戻ってくることをぜひ期待するものであります。

4点目は、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰの現在の取組状況についてであります。

この事業に関わる基本設計を含むエリアデザイン業務の公募を経て応募があった事業者から、11月9日にプロポーザル選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査の結果、最適提案者を決定したところでございます。現在、この最適提案者と契約締結に向けた事務手続を進めており、今後、当該事業の進捗について随時報告をさせていただきたいと考えております。

なお、さきの11月27日に御逝去されました崔洋一監督におかれましては、御案内のとおり本町においては、かねてから田んぼdeミュージカル、マザーズ・フォレストなど町に対する多大な御支援、お力添えをいただいていたところでございます。心からお悔やみを申し上げます。

以上を申し上げます、第8回臨時会に当たり、行政報告とさせていただきます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、議案5件でございます。

議案第60号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、本年8月8日の人事院勧告の内容に基づき、職員給料及び手当等について改正しようとするものであり、また議案第61号から議案第62号につきましては、職員の手当に関わる基準の改正を踏まえ、常勤の特別職及び議会議員の皆様の期末手当についての基準を改正するもので、各条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第63号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）から議案第64号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、人事院勧告に伴う給与改正による所要の補正を行うものであります。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長行政報告及び提出事件の概要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の概要説明を終わります。

---

◎議案第60号から議案第62号の一括上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（野田省一君） 日程第5、議案第60号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第7、議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

議案第60号から議案第62号までの3件について提案理由の説明を求めます。

柴田総務企画課主幹。

〔柴田巨樹総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 議案第60号から議案第62号まで関連がございますので、一括して提案内容を御説明申し上げます。

まず、議案第60号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

この改正は本年8月8日の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決決定されたことから、支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため、関係条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、説明資料の1ページ、給与等改定の概要を御覧ください。

初めに、一般職の職員の月例給ですが、人事院の調査におきまして民間給与との間に格差が生じているため、給料表を改定し月例給を引き上げるものでございます。

民間との給与比較を行っている行政職給料表（1）において平均0.3%を引き上げるもので、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒採用職員の初任給について3,000円引き上げることとし、高卒採用職員についても4,000円を引き上げる改定を行い、20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について平均0.3%の改定を行うものでございます。

行政職給料表（1）以外の給料表につきましても、行政職給料表（1）との均衡を基本に所要の改定を行うものでございます。

次に、期末手当・勤勉手当の支給月数の改定でございます。

期末手当・勤勉手当につきましては、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月引き上げ、4.30月を4.40月に、再任用職員にあっては0.05月引き上げ、2.25月を2.30月に改定するものでございます。

支給月数の引上げ分につきましては、勤勉手当に配分し、本年度につきましては、12月期の勤勉手当を0.10月引き上げ、0.95月を1.05月に、再任用職員にあっては0.05月引き上げ、0.45月を0.50月に改定するものでございます。

令和5年度以降におきましては、6月期、12月期の勤勉手当が均等になるよう配分し、それぞれ1.00月に、再任用職員にあってはそれぞれ0.475月とするものでございます。

次に、議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正

する条例案、議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

先ほど御説明申し上げました一般職の職員の期末・勤勉手当と同様の支給割合にするため、支給月数を0.10月引き上げ、4.30月を4.40月に改定するものでございます。

支給月数の引上げ分につきましては、本年12月期の期末手当を0.10月引き上げ、2.15月を2.25月に、令和5年度以降におきましては、6月期、12月期の勤勉手当が均等になるよう配分し、それぞれ2.20月に改定するものでございます。

続きまして、説明資料の3ページからの新旧対照表で御説明を申し上げます。

初めに、議案第60号、むかわ町職員の給与に関する条例の改正条例案、第1条に関するものでございます。

まず、第29条の勤勉手当でございますが、同条第2項第1号の支給割合100分の95を100分の105に、同項第2号の支給割合100分の45を100分の50に改めるものでございます。

次に、第4条関係となりますが、別表第1の行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）、また別表第2の医療職給料表（1）及び医療職給料表（2）につきましては、新旧対照表より除かせていただきましたので御了承願います。

続きまして、むかわ町職員の給与に関する条例の改正条例案、第2条に関するものでございます。

説明資料3ページ下段からの第29条の勤勉手当でございますが、同条第2項の第1号の支給割合100分の105を100分の100に、同項第2号の支給割合100分の50を100分の47.5に改めるものでございます。

次に、説明資料5ページ、議案第61号、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の新旧対照表でございます。

初めに、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第1条に関するものでございます。第4条の期末手当でございますが、同条第1項の12月支給割合100分の215を100分の225に改めるものでございます。

続きまして、第2条に関するものでございます。

第4条の期末手当でございますが、支給割合100分の225を100分の220に改めるものでございます。

次に、説明資料7ページ、議案第62号、むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

第5条の期末手当でございますが、改定内容につきましては、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第1条及び第2条と同様の内容でございます。

それでは、議案にお戻りいただきまして御説明を申し上げます。

議案集1ページでございます。

議案第60号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条につきましては、第29条の勤勉手当、別表の給料表の改正でございます。改正後の別表第1及び別表第2につきましては、1ページから16ページまでとなっております。

議案集17ページの改正条例案第2条につきましては、第29条の勤勉手当の改正でございます。

附則につきましては、附則第1項で公布の日から施行するとしておりますが、第2条の改正規定は令和5年4月1日から適用とするものでございます。

また、附則第2項では、第1条の改正規定のうち、改正後の別表第1及び別表第2につきましては令和4年4月1日から適用とし、附則第3項では改正後の第29条第2項第1号の勤勉手当は令和4年12月1日から適用とするものでございます。

続きまして、議案集19ページ、議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条及び第2条につきましては、いずれも第4条の期末手当の改正でございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第1条の改正規定は令和4年12月1日から、第2条の改正規定は令和5年4月1日から適用とするものでございます。

続きまして、議案集21ページ、議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条及び第2条につきましては、いずれも第5条の期末手当の改正でございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第1条の改正規定は令和4年12月1日から、第2条の改正規定は令和5年4月1日から適用とするものでございます。

以上、議案第60号から議案第62号まで一括して提案内容を御説明申し上げます。よろし

く御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第60号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第62号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第60号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第60号の討論を終わります。

次に、議案第61号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第61号の討論を終わります。

次に、議案第62号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第62号の討論を終わります。

これから議案第60号から議案第62号までの3件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第60号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号及び議案第64号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、議案第63号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）及び日程第9、議案第64号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

議案第63号及び議案第64号の2件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第63号及び議案第64号につきまして、御説明申し上げます。

御説明申し上げます2案は、いずれも令和4年8月の人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正につきまして御決定いただきました議案第60号から議案第62号に関するもので、今

後、改定後の額を支給するに当たり、既定額に不足が生じる事務事業に係る予算を追加するものでございます。

初めに、議案第63号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は23ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684万6,000円を追加し、102億1,395万2,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書24ページ、第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出により御説明申し上げます。

12款給与費を除いては、会計年度任用職員に係る報酬及び期末手当を予算措置する各事務事業のうち、関係条例の改正により年度内の支給に対し事務事業内の予算額に不足が生じる事務事業につきまして、必要額を追加するものでございます。

1款1項1目20番、議会活動事務は1名分報酬に4万8,000円、期末手当に1万円の計5万8,000円、9款3項1目2020番、中学校運営事務は同額の1名分、計5万8,000円、4項2目2170番、公民館活動一般事務は同じく1名分5万8,000円。

5ページ、5目970番の2、総合支所分、放課後子どもセンター管理運営事務は6名分報酬に28万8,000円、期末手当に5万8,000円の計34万6,000円、2267番、わんぱく放課後子ども教室事業は3名分報酬に14万4,000円、期末手当に2万9,000円の計17万3,000円、5項3目2487番、学校給食施設管理運営事務は1名分報酬に4万8,000円、期末手当に1万円の計5万8,000円を追加するものでございます。

6ページ、12款1項1目2520番、給与費の609万5,000円の追加につきましては、人事院勧告の内容に準拠した関係条例改正により、一般職給は平均0.3%の増となり116万4,000円、月額給与の改定に伴う期末手当は38万2,000円、勤勉手当は0.1月の増となり454万9,000円、それぞれ追加するものでございます。

補正に係る財源は、3ページ、歳入に記載のとおり、全額、前年度繰越金でございます。

なお、行政報告において、社会福祉法人における集団感染発生の際に、療養等に従事した職員への慰労として法人に対して交付することを報告しました慰労金の支給につきましては、

既定の予算内で対応することを報告し、議案第63号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第64号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、保険事業勘定補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は25ページをお開き願います。

第1条でございますが、保険事業勘定の既定額の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8,000円を追加し、11億7,538万7,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書26ページ、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出により御説明申し上げます。

5款3項1目、レセプト点検強化事業につきましては、関係条例の改正により会計年度任用職員1名分の報酬4万8,000円、期末手当1万円の計5万8,000円を追加するものでございます。

補正に係る財源は、3ページ、歳入に記載のとおり、全額、前年度繰越金でございます。

以上で、議案第63号及び議案第64号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときは、ページ数及び款項目節、または事業番号を指示の上、質疑を願います。

議案第63号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書、別冊事項別明細書1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり23ページ及び24ページの予算総則、第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第2号）の事項別明細書1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり25ページ及び26ページの予算総則及び第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第64号の質疑を終わります。

これから議案第63号及び議案第64号の2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第63号について反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第63号の討論を終わります。

次に、議案第64号について反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第64号の討論を終わります。

これから議案第63号及び議案第64号の2件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第63号を採決いたします。

お諮りします。

議案第63号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のと

おり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第8回むかわ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時39分